

# 令和6年度自動車の電動化等に係る県内自動車関連企業の動向調査・分析及びEV化対応等の新事業展開に係るマッチング機会創出等事業実施業務委託仕様書

## 1 目的

カーボンニュートラル（以下「CN」という。）の実現に向けた自動車の電動化（以下「EV化」という。）の進展を受け、今後、本県の基幹産業である自動車関連産業においては、部品点数の減少等により大きな影響を受けることが予想される。そこで、本県における今後の産業支援施策を検討するにあたっての基礎資料とするため、CN・EV化により影響を受ける県内の自動車関連中小企業の動向調査・分析を通じた実態把握を行う。

また、県内の自動車関連中小企業等が引き続き競争力を維持・強化できるよう、セミナー・ワークショップ及び個別相談（コンサルティング）を通じて、EV化への対応や自動車関連産業以外の新分野への進出等、県内自動車関連中小企業による新たな事業展開を促進するとともに、EV化対応等の新事業展開に係る具体的なビジネスマッチングの機会の創出を図ることを目的とする。

## 2 業務名

令和6年度自動車の電動化等に係る県内自動車関連企業の動向調査・分析及びEV化対応等の新事業展開に係るマッチング機会創出等事業実施業務委託

## 3 履行期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) CN・EV化等に係る県内自動車関連企業等の動向調査・分析業務

#### ア アンケート調査の実施

- ・ CN・EV化等により影響を受ける県内自動車関連企業等の実態を把握し、本県の産業支援施策の基礎資料とするため、三重県内に製造拠点を有し、以下の自動車関連部品を生産している県内企業等に対し、CN・EV化等による影響、課題と対策、行政に求める支援策等について、アンケート調査を実施すること。

- ①エンジン関係部品
- ②トランスミッション関係部品
- ③マフラー、燃料タンク関係部品
- ④その他自動車関連部品

- ・ アンケート調査の対象企業及び質問項目等、詳細については、委託者と受託者の間で協議の上、定めるものとする。
- ・ 想定回答企業数は100社程度とする。なお、委託者から約400社の対象候補企業リスト（うち約100社については詳細情報あり。）を提供することが可能であるが、できるだけ多くの企業から回答を得るため、当該リスト以外の企業からも広く回答を募ること。

#### イ 個別ヒアリングの実施

- ・ アンケート調査に回答があった企業から、回答内容及び製造品目、事業規模、サプライチェーンにおける階層等のバランスを考慮してサンプル企業を10社以上選定した上で、個別ヒアリングを実施し、より詳細な調査を行うこと。

- ・個別ヒアリングの実施方法等、詳細については、委託者と受託者の間で協議の上、定めるものとする。

ウ 結果分析及び報告書等の作成

- ・アンケート調査及び個別ヒアリングの結果を分析し、その内容を報告書としてとりまとめること。報告書は図や表等を用いて、分かりやすく整理・編集すること。
- ・①から④までの製造品目や企業規模、サプライチェーンにおける階層ごとに、EV化による影響や企業の動向等を分析すること。
- ・アにおいて選定した県内自動車関連企業について、その立地箇所を地図上に配置した県内自動車関連企業立地マップを作成し、上記報告書に添付すること。

エ 県内自動車関連中小企業等へのフィードバック

- ・本業務によって得られた調査・分析結果等については、(2) ①の業務において、参加企業にフィードバックすること。なお、フィードバックの実施時期については、アンケートの進捗状況等を踏まえ、委託者と調整の上、決定するものとする。

(2) EV化対応等の新事業展開支援に係るマッチング機会創出等業務

ア 支援対象

EV化対応や新分野進出等の新事業展開をめざす県内の自動車関連中小企業等

イ 業務内容

① 新規事業展開に係るセミナー・ワークショップの開催

国内外におけるCN・EV化等に関する最新動向や、EV化対応や新分野進出等の新事業展開を行うため必要となる知見等を学ぶセミナー・ワークショップを開催すること。

- ・CN・EV化等に関する最新動向や新事業展開に向けた具体的な手法等について、参加企業の理解を促進するとともに、参加企業による新事業展開に関する着想、発案、実現に向けて論理的に思考が整理されるような実践的内容とすること。
- ・EV化対応や新分野進出等の新事業展開の実際の事例について解説する等、参加企業が新事業展開について具体的なイメージを持てるよう工夫すること。
- ・必要に応じて外部の有識者を講師として招聘すること。
- ・参加企業同士が、相互の連携を推進できるような交流の機会を設けること。
- ・リアル開催により、セミナーを1回以上及びワークショップを4回以上（セミナー：90分/回、ワークショップ：150分/回程度を想定）実施すること。
- ・セミナーについては、できるだけ多くの企業等の参加を募るとともに、ワークショップについては、定員20社（各社2名）程度とすること。
- ・ワークショップの受講企業が20社を下回る場合、委託者は契約金額の減額変更の協議を行うことができる。
- ・受講企業に対し、(1)のアンケートの調査・分析結果等をフィードバックすること。

② 新規事業展開に係る個別相談の実施

セミナー・ワークショップとは別に、希望する全ての受講企業を対象に、個別相談（コンサルティング）を、各社3回程度、1回あたり1時間程度実施すること。（回数・時間については、受講企業の希望に応じて、臨機応変に対応すること。）

- ・個別相談においては、財務、製造技術、開発能力、営業力、電子情報の活用・管理の状況等について、受講企業の強み・弱みを多面的に分析し、各企業に即した

提案・助言等を行うこと。

- ・個別相談は、自動車関連中小企業等の新分野進出等についての専門知識及び支援経験・実績等を持った者により実施すること。
- ・個別相談は、対面方式で行うことが望ましいが、オンラインで実施することもとする。
- ・個別相談には、適宜、委託者及び委託者が指定する者が同席するものとする。

### ③ 新事業展開に係るマッチング機会の創出

EV化対応等の新事業展開をめざす県内企業を対象に、県内外の企業とのマッチングを実施すること。

- ・②の個別相談の内容を踏まえ、参加企業の中から、他社との協業に向け、経営戦略や社内体制等が一定程度整っている判断される企業を数社（3～5社程度）選定し、マッチングを実施すること。
- ・②の個別相談で聞き取った参加企業のニーズ・シーズ等を踏まえて、マッチング成立の可能性を検討の上、県内企業との取引を希望する県内外の企業を発掘し、マッチング先として選定すること。
- ・マッチングの具体的な手法については、新たなビジネス創出の実現可能性が高い、効果的な方法を提案すること。
- ・委託事業の期間中、1回以上開催すること。
- ・マッチングの実施に係る参加企業との調整、会場の設営・運営・撤去及びその他の業務は受託者が実施するとともに、開催に必要となる経費は受託者の負担とする。

## 5 納品物件

以下の電子データ1部及び印刷物1部を提出すること。

- (1) 県内自動車関連企業の動向調査・分析に係る報告書（提出時期：中間報告書を令和6年8月30日（金）まで、最終報告書を令和7年3月14日（金）まで）
- (2) セミナー・ワークショップのカリキュラム（提出時期：開講日の1週間前まで）  
各回の概要、目的、手法、時間割等をまとめたカリキュラムを提出すること。
- (3) セミナー・ワークショップで使用する教材等（提出時期：各講義の実施日の3日前まで）  
本業務で作成したテキスト及び説明資料等
- (4) 業務完了報告書（提出時期：令和7年3月14日（金）まで）  
本業務の実施内容をとりまとめた業務完了報告書を作成、提出すること。

## 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、本業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 7 変更に関する協議

契約金額、業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。

## 8 その他特記事項

- (1) 受託者が、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排

除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。本業務に従事する者又は従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。
- (4) 本業務により発生した成果品の所有権は、引き渡し完了したときに委託者に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果品の著作権は引き渡し完了したときに委託者に移転するものとする。
- (6) 本業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と受託者が協議の上、実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課成長産業・ライフィノベーション班

Tel : 059-224-3113 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 田中、服部、中濱